

## 富山地域合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、富山地域合併協議会規約第16条の規定に基づき、富山地域合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村及び細入村(以下「構成市町村」という。)の負担金、県支出金、繰越金並びにその他の収入を歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は毎会計年度予算を調整し、年度開始前に協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を経たときは、当該予算の写しを速やかに構成市町村に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を経なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を経たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由が生じたときは、別表1及び別表2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金)

第5条 協議会の出納は会長が行う。ただし、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命じ、これに協議会の出納その他の会計事務を行わせることができる。

2 協議会に属する現金は、会長が指定する銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(予算の流用及び充用)

第6条 会長は、予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告し、承認を経なければならない。

(決算等)

第7条 会長は、毎会計年度終了後2月以内に協議会の決算を作成し、監事の監査に付した後、協議会の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の承認を経たときは、当該決算の写しを構成市町村に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続き)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の号に定める帳簿を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な帳簿

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年6月25日から施行する。

別表1 (第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県補助金	1 県補助金
3 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表2 (第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務局費	1 事務局費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費